

10.6. 土壌

計画地内において汚染が確認された場合、造成等の工事に伴い周辺地域及び地下水への汚染拡大が懸念されることから、現地調査を行い、汚染が確認された場合は環境影響評価項目として選定することとした。

10.6.1. 調査

1) 調査内容

(1) 土壌の状況

土壌の汚染に係る環境基準項目（以下の27項目）及びダイオキシン類を調査した。

【土壌の汚染に係る環境基準項目】

カドミウム、全シアン、有機燐（りん）、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素

(2) その他の予測・評価に必要な事項

計画地の土地利用の地歴を調査した。

2) 調査方法

(1) 土壌の状況

表層土を対象として各地点で複数のサンプリング試料を採取し、これを混合したものを分析試料とした。分析は、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)に定められた方法により行った。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に定める測定方法に基づき行った。

(2) その他の予測・評価に必要な事項

幸手市資料により調査した。

3) 調査地域・地点

調査地点は、主な土地利用の代表地点として、図10.6.1-1に示す計画地内の3地点(No.1水田内、No.2耕作地以外の利用地、No.3休耕地)とした。

4) 調査期間・頻度

1回とした。

5)調査結果

(1)土壌の状況

調査結果は表 10.6.1-1 に示すとおりである。

土壌の汚染に係る環境基準項目は、3点ともすべての地点において環境基準を下回っていた。

表 10.6.1-1 土壌の汚染に係る環境基準項目の調査結果

項目	環境基準	地点 No. 1		地点 No. 2		地点 No. 3	
		結果	適合	結果	適合	結果	適合
カドミウム	0.01mg/L 以下	0.001 未満		0.001 未満		0.001 未満	
全シアン	不検出	不検出		不検出		不検出	
有機燐	不検出	不検出		不検出		不検出	
鉛	0.01mg/L 以下	0.006		0.003		0.001 未満	
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.005 未満		0.005 未満		0.005 未満	
砒素	0.01mg/L 以下	0.002		0.002		0.001	
総水銀	0.0005mg/以下	0.0005 未満		0.0005 未満		0.0005 未満	
アルキル水銀	不検出	不検出		不検出		不検出	
PCB	不検出	不検出		不検出		不検出	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.002 未満		0.002 未満		0.002 未満	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.0002 未満		0.0002 未満		0.0002 未満	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.0004 未満		0.0004 未満		0.0004 未満	
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	0.002 未満		0.002 未満		0.002 未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.004 未満		0.004 未満		0.004 未満	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	0.1 未満		0.1 未満		0.1 未満	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.0006 未満		0.0006 未満		0.0006 未満	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	0.003 未満		0.003 未満		0.003 未満	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.001 未満		0.001 未満		0.001 未満	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.0002 未満		0.0002 未満		0.0002 未満	
チウラム	0.006 mg/L 以下	0.0006 未満		0.0006 未満		0.0006 未満	
シマジン	0.003mg mg/L 以下	0.0003 未満		0.0003 未満		0.0003 未満	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.002 未満		0.002 未満		0.002 未満	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.001 未満		0.001 未満		0.001 未満	
セレン	0.01 mg/L 以下	0.002 未満		0.002 未満		0.002 未満	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	0.2		0.3		0.4	
ほう素	1mg/L 以下	0.1 未満		0.1 未満		0.1 未満	
銅	125mg/kg 未満	8		1 未満		1 未満	
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下	79		18		19	

注) : 環境基準を下回る。 x : 環境基準を上回る。

(2)地歴の状況

計画地は、昭和 42 年から県営干拓地等農地整備事業、昭和 47 年から県営かんがい排水事業、県営農業用水合理化対策事業が実施され、また、農業施設の近代化や農業組織の育成等の農業振興が図られてきた。このように過去から一貫して農用地としての利用がなされてきた土地であり、土壌の汚染の原因となる地歴はない。

以上より、予測及び評価は実施しない。

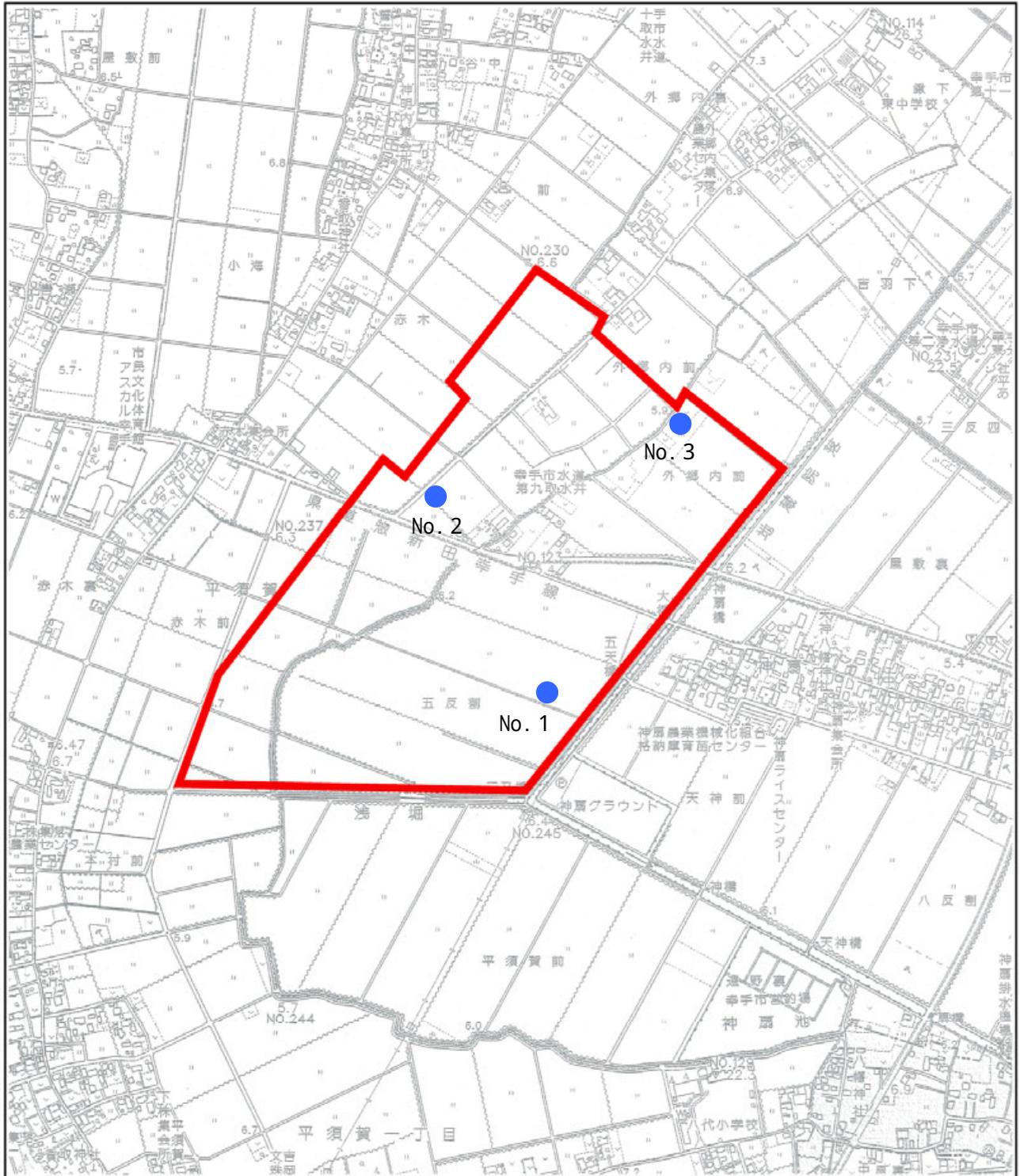


図 10.6.1-1 土壌調査地点

- 土壌調査地点
- No. 1 水田内
- No. 2 耕作地以外の利用地
- No. 3 休耕地

 計画地

